

高知県造林事業取扱要領の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
高知県造林事業取扱要領	高知県造林事業取扱要領
第1～第3 [省略]	第1～第3 [省略]
(協定締結)	(協定締結)
第4 [省略]	第4 [省略]
(1)～(4) [省略]	(1)～(4) [省略]
(5) 特定機能回復事業の林相転換特別対策(特定スギ人工林)については、別記1(8)又は別記1(9)に準じた協定によることとする。ただし、次のアから <u>イ</u> の記載は必須とする。	(5) 特定機能回復事業の林相転換特別対策(特定スギ人工林)については、別記1(8)又は別記1(9)に準じた協定によることとする。ただし、次のアから <u>ウ</u> の記載は必須とする。
<u>〔削除〕</u>	<u>ア 伐採から植替えまでの一貫作業を実施すること。</u>
<u>ア</u> 植栽する苗木については、花粉の少ない品種とすること。	<u>イ</u> 植栽する苗木については、花粉の少ない品種とすること。
<u>イ</u> 施業を行った翌年度の初日から10年間は皆伐を禁止すること。	<u>ウ</u> 施業を行った翌年度の初日から10年間は皆伐を禁止すること。
(面積及び延長)	(面積及び延長)
第5 交付申請に添付する造林事業内訳書に記載する面積は次により求め、その単位はhaとし、少数第3位切り捨て2位止めとする。 <u>なお、オルソ画像、GNSS等のデジタル技術を使用する場合は、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン(令和7年3月31日付け6林整整第893号林野庁森林整備部整備課長通知)」を参考にすること。</u>	第5 交付申請に添付する造林事業内訳書に記載する面積は次により求め、その単位はhaとし、少数第3位切り捨て2位止めとする。
(1) 面積は原則として実測 <u>又はオルソ画像</u> によるものとし、 <u>実測の場合</u> 、測線等を実測できるよう現地に測点杭等を残地しておくこと。	(1) 面積は原則として実測によるものとし、測線等を実測できるよう現地に測点杭等を残地しておくこと。
(2) 測量方法は、ポケットコンパス等による測量、 <u>オルソ画像</u> 又は精度の高い既存の図面(国土調査の測量成果が森林計画図と整合されているもの。)を利用できるものとする。ただし、面積1ha未満の小施行地で形状が複雑でない場合は要点間の距離測定による簡易法によることができる。(測量始点を簡易な方法で現地に表示する。)	(2) 測量方法は、ポケットコンパス等による測量又は精度の高い既存の図面(国土調査の測量成果が森林計画図と整合されているもの。)を利用できるものとする。ただし、面積1ha未満の小施行地で形状が複雑でない場合は要点間の距離測定による簡易法によることができる。(測量始点を簡易な方法で現地に表示する。)
(3) <u>実測の場合</u> 、周囲測量の閉合誤差の許容限度は5/100とする。	(3) 周囲測量の閉合誤差の許容限度は5/100とする。
(4)～(6) [省略]	(4)～(6) [省略]
2 交付申請書に添付する造林内訳書に記載する延長は次により求め、その単位はmとし、小数	2 交付申請書に添付する造林内訳書に記載する延長は次により求め、その単位はmとし、小数

点以下切り捨て整数止めとする。 (1) 森林作業道にあつては、路線の測点間距離の累計とし、ポケットコンパス及びメートル縄等<u>又はオルソ画像</u>により行う。ただし、幅員3m未満の幅員であつて、県の定める標準断面による設計の場合は、斜距離で測定した距離とすることができる。 (2) [省略] (帳簿等の整理保存) 第6 [省略] (1) [省略] (2) 第5に定める測量等に際して作成した野帳<u>又はオルソ画像等</u>。 (3)～(7) [省略] <u>(8) 付帯施設等整備のうち鳥獣害防止施設を整備した箇所については、1年間に複数回の定期的な見回り等を実施し、その記録を整理、保管すること。</u> 第7～第10 [省略] (補助金の交付申請) 第11 [省略] (1) 事業主体が直接交付申請を行う場合 ア 交付申請書（要綱別記第1号様式） イ 造林事業内訳書（要綱別紙1） ウ 1件ごとの証拠書類 (ア) 造林地施業図（要綱別紙2） 図面の縮尺は、原則として5千分の1とする。<u>ただし、オルソ画像及び施業地等を示したポリゴンを提示する場合、これに代えることができる。</u> (イ) 造林地総括位置図 5万分の1地形図又は適宜の管内図に造林地の位置とその申請番号を附したものとす る。<u>ただし、オルソ画像及び施業地等を示したポリゴンを提示する場合、これに代えるこ とができる。</u>	点以下切り捨て整数止めとする。 (1) 森林作業道にあつては、路線の測点間距離の累計とし、ポケットコンパス及びメートル縄等により行う。ただし、幅員3m未満の幅員であつて、県の定める標準断面による設計の場 合は、斜距離で測定した距離とすることができる。 (2) [省略] (帳簿等の整理保存) 第6 [省略] (1) [省略] (2) 第5に定める測量等に際して作成した野帳。 (3)～(7) [省略] <u>[新設]</u> 第7～第10 [省略] (補助金の交付申請) 第11 [省略] (1) 事業主体が直接交付申請を行う場合 ア 交付申請書（要綱別記第1号様式） イ 造林事業内訳書（要綱別紙1） ウ 1件ごとの証拠書類 (ア) 造林地施業図（要綱別紙2） 図面の縮尺は、原則として5千分の1とする。 (イ) 造林地総括位置図 5万分の1地形図又は適宜の管内図に造林地の位置とその申請番号を附したものとす る。
---	--

(ウ)～(キ) 〔省略〕 (ク) その他 <u>〔削除〕</u> 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業で実施する間伐、更新伐又は特殊地拵え若しくは機能回復整備事業で実施する花粉発生源植替えにおいて、架線系の標準単価を適用しようとする場合は、その作業システムが確認できるものを施行地ごとに次のとおり撮影すること。また、位置情報が記録されるように撮影すること。 <u>〔i〕</u> 撮影枚数 〔省略〕 <u>〔ii〕</u> 写真内容 〔省略〕 <u>〔削除〕</u> (2)～(4) 〔省略〕 （交付申請書の添付書類） 第12 〔省略〕 (1)～(9) 〔省略〕 (10) 特定機能回復事業の林相転換特別対策（特定スギ人工林）で実施する一貫作業又は<u>人工造林若しくは機能回復整備事業</u>で実施する花粉発生源植替えにおいては、林業種苗法第18条に基づき苗木に添付された生産事業者表示表又は配布事業者表示表の写し。（花粉の少ない品種であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。）ただし、一貫作業	(ウ)～(キ) 〔省略〕 (ク) その他 <u>〔i〕</u> 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業で実施する間伐、更新伐又は特殊地拵え若しくは機能回復整備事業で実施する花粉発生源植替えにおいて、架線系の標準単価を適用しようとする場合は、その作業システムが確認できるものを施行地ごとに次のとおり撮影すること。また、位置情報が記録されるように撮影すること。 ①撮影枚数 〔省略〕 ②写真内容 〔省略〕 <u>〔ii〕 森林環境保全直接支援事業で実施する保育間伐、間伐又は更新伐において、選木ありの標準単価を適用しようとする場合は、マーキング状況が確認できるものを施行地ごとに次のとおり撮影すること。また、位置情報が記録されるように撮影すること。この写真を第6の（4）の施工前写真に変えることができるものとする。</u> ①撮影枚数 <u>施行地の面積が1ha未満の場合は各1枚、1ha以上の場合は各2枚とし、1ha増すごとに各1枚追加する。</u> ②写真内容 <u>選木終了後のマーキングの状況が判別できるものとする。</u> (2)～(4) 〔省略〕 （交付申請書の添付書類） 第12 〔省略〕 (1)～(9) 〔省略〕 (10) 特定機能回復事業の林相転換特別対策（特定スギ人工林）で実施する一貫作業又は機能回復整備事業で実施する花粉発生源植替えにおいては、林業種苗法第18条に基づき苗木に添付された生産事業者表示表又は配布事業者表示表の写し。（花粉の少ない品種であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。）ただし、一貫作業において広葉樹を植栽
---	--

<u>又は人工造林</u>において広葉樹を植栽する場合はこの限りではない。 (11)～(15) [省略] (16) 環境負荷低減チェックシート（造林関係）。<u>なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。</u> （竣工検査等） 第13 [省略] 2 [省略] 3 事業主体又は取扱機関は、検査に際して担当者を立会わせ、現地案内<u>等</u>を行うものとする。 4～5 [省略] 第14～第17 [省略] 附 則 （適用年度） [省略] <u>この要領は、令和7年5月30日から施行する。ただし、国の令和6年度事業については、従前の例によるものとする。</u> 第1号様式～第17号様式 [省略] 別記1（1）～（5） [省略]	する場合はこの限りではない。 (11)～(15) [省略] (16) 環境負荷低減チェックシート（造林関係）。<u>ただし、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。</u> （竣工検査等） 第13 [省略] 2 [省略] 3 事業主体又は取扱機関は、検査に際して担当者を立会わせ、現地案内を行うものとする。 4～5 [省略] 第14～第17 [省略] 附 則 （適用年度） [省略] <u>[新設]</u> 第1号様式～第17号様式 [省略] 別記1（1）～（5） [省略]
---	---

別記1（6） 特定機能回復事業 重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（例） （目的） 第1条 この協定は、重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）及び重要インフラ施設管理者（以下「丁」という。）との合意のもと、機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設周辺の森林について、重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備等を行うことを目的とする。協定は、甲、乙、丙及び丁の合意により締結する。 第2条～第12条 〔省略〕 〔省略〕 別紙1 〔省略〕	別記1（6） 特定機能回復事業 重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（例） （目的） 第1条 この協定は、重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）及び重要シンフラ施設管理者（以下「丁」という。）との合意のもと、機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設周辺の森林について、重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備等を行うことを目的とする。協定は、甲、乙、丙及び丁の合意により締結する。 第2条～第12条 〔省略〕 〔省略〕 別紙1 〔省略〕
--	--

別記1（7） 特定機能回復事業 重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（例） （目的） 第1条 この協定は、重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び重要<u>イ</u>ンフラ施設管理者（以下「丙」という。）との合意のもと、機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設周辺の森林について、重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備等を行うことを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。 第2条～第11条 〔省略〕 〔省略〕 別紙1 〔省略〕	別記1（7） 特定機能回復事業 重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（例） （目的） 第1条 この協定は、重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び重要<u>シ</u>ンフラ施設管理者（以下「丙」という。）との合意のもと、機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設周辺の森林について、重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備等を行うことを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。 第2条～第11条 〔省略〕 〔省略〕 別紙1 〔省略〕
---	---

別記1（8） 特定機能回復事業 林相転換特別対策（特定スギ人工林）施業協定（例） 第1条～第2条　〔省略〕 （協定の対象となる森林及び施業等） 第3条　協定の対象とする森林は、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林で、かつ、県において設定された「スギ人工林伐採重点区域」<u>に含まれる森林</u>とする。 2　<u>協定の目的となる森林の区域、面積等、施業の内容及び実施時期は別紙1のとおりとし、</u>確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。 3　一貫作業の実施に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。 4　植栽する苗木については、花粉の少ない品種とする。 5　乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。 第4条～第12条　〔省略〕 〔省略〕 別紙1　〔省略〕	別記1（8） 特定機能回復事業 林相転換特別対策（特定スギ人工林）施業協定（例） 第1条～第2条　〔省略〕 （協定の対象となる森林及び施業等） 第3条　協定の対象とする森林は、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林で、かつ、県において設定された「スギ人工林伐採重点区域」<u>であり、別紙のとおり</u>とする。 2　<u>甲は、前項に掲げる森林において、伐採から植替えまでの一貫作業を実施するとともに、</u>確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。 3　一貫作業の実施に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。 4　植栽する苗木については、花粉の少ない品種とする。 5　乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。 第4条～第12条　〔省略〕 〔省略〕 別紙1　〔省略〕
--	---

別記1（9） 特定機能回復事業 林相転換特別対策（特定スギ人工林）施業協定（例） 第1条～第2条　〔省略〕 （協定の対象となる森林及び施業等） 第3条　協定の対象とする森林は、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林で、かつ、県において設定された「スギ人工林伐採重点区域」<u>に含まれる森林</u>とする。 2　<u>協定の目的となる森林の区域、面積等、施業の内容及び実施時期は別紙1のとおりとし、</u>確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。 3　一貫作業の実施に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。 4　植栽する苗木については、花粉の少ない品種とする。 5　乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。 第4条～第11条　〔省略〕 〔省略〕 別紙1　〔省略〕 別記2（1）～別記5　〔省略〕	別記1（9） 特定機能回復事業 林相転換特別対策（特定スギ人工林）施業協定（例） 第1条～第2条　〔省略〕 （協定の対象となる森林及び施業等） 第3条　協定の対象とする森林は、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林で、かつ、県において設定された「スギ人工林伐採重点区域」<u>であり、別紙のとおり</u>とする。 2　<u>甲は、前項に掲げる森林において、伐採から植替えまでの一貫作業を実施するとともに、</u>確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。 3　一貫作業の実施に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。 4　植栽する苗木については、花粉の少ない品種とする。 5　乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。 第4条～第11条　〔省略〕 〔省略〕 別紙1　〔省略〕 別記2（1）～別記5　〔省略〕
---	--

別記6（1） 森林経営計画の作成に関する同意書 令和 年 月 日 (補助金交付者) 高知県知事 様 住所 氏名 [省略] 注) 本様式は、上記申請箇所と同一林班内に森林経営計画（属人による計画の場合は該当計画面積と申請面積を併せても森林経営計画が作成できない場合を除く。）が作成されている場合又は、上記申請箇所が含まれる森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内に森林経営計画が作成されている場合に使用する。補助金交付申請書に添付すること。	別記6（1） 森林経営計画の作成に関する同意書 令和 年 月 日 (補助金交付者) 高知県知事 様 住所 氏名 [省略] 注) 本様式は、上記申請箇所と同一林班内に森林経営計画（属人による計画の場合は該当計画面積と申請面積を併せても森林経営計画が作成できない場合を除く。）が作成されている場合又は、上記申請箇所が含まれる森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に森林経営計画が作成されている場合に使用する。補助金交付申請書に添付すること。
--	--

別記6（2） 森林経営計画の作成に関する同意書 令和 年 月 日 (補助金交付者) 高知県知事 様 住所 氏名 私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。 なお、補助金交付申請時において同一林班内又は申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内に他者による森林経営計画が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、計画作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができない場合も含まれます。 [省略] (林業事務所の確認欄：該当するものにチェックする) [省略] ☐ 上記箇所は、補助金交付申請時において、同一林班内又は上記申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できないことについて、市町村等を通じて確認済みである。 注) [省略] 別記7 [省略]	別記6（2） 森林経営計画の作成に関する同意書 令和 年 月 日 (補助金交付者) 高知県知事 様 住所 氏名 私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。 なお、補助金交付申請時において同一林班内又は申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に他者による森林経営計画が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、計画作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができない場合も含まれます。 [省略] (林業事務所の確認欄：該当するものにチェックする) [省略] ☐ 上記箇所は、補助金交付申請時において、同一林班内又は上記申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できないことについて、市町村等を通じて確認済みである。 注) [省略] 別記7 [省略]
---	---